

令和 4 年 第 1 回 土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
 令和4年1月17日(月) 午後2時
 土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
 報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の届出に対する受理について
 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 議案第1号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
 議案第2号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について
- 3 出席した委員
 1番 萩 島 一 郎 2番 飯 塚 利 之 3番 浅 野 均
 4番 埴 佳 樹 5番 柴 沼 栄 6番 菅 谷 幸 治
 7番 飯 島 栄 8番 高 野 三 郎 9番 川 村 剛 久
 10番 栗 原 敦 子 11番 井 沢 清 12番 高 橋 弘 一
- 4 欠席委員
 なし
- 5 説明のため出席した者
 事務局長 羽成 信明 局長補佐兼農地係長 坂本 直親 主任 中村 裕一
 主 幹 圓城寺 陽一 主 事 古和 真理奈
- 6 総会の大要 午後2時40分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は12名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和4年第1回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番 川村委員、11番 井沢委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の規定による農地中間管理機構の届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第1号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第1号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第2号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第2号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第2号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第3号について議案書のとおり報告)

議長	只今の報告について、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第3号については原案通り承認します。 次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第4号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第4号については原案通り承認します。 それでは議案に入ります。 議案第1号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。10番 栗原委員から説明をお願いします。
栗原委員	10番 栗原です。議案第1号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る1月11日、菅谷委員、飯島委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 91㎡です。譲渡事由は譲受人の要望により、譲渡事由は隣接地を耕作しており、当該地も耕作の利便性として確保したいため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。機械も揃っており、米作りをしているようです。許可相当と判断いたしました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑4筆、3,309㎡です。譲渡事由は譲受人の要望により、譲渡事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は野菜です。耕作放棄地、荒れた状態になっていました。譲受人はこれまでも別の案件で許可を得た農地を実際には耕作しておらず、そのままの状態にしているため不許可相当と判断いたしました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田4筆、6,880㎡です。譲渡事由は農業経営規模縮小のため、譲渡事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。1筆は荒れた状態でしたが、3筆は米作りをしているようです。同じ地域内にはありますが、点々としています。譲受人は米作りをしているようですが、田植機は所有していません。知人から借りて耕作する予定とのこと。備考欄にもありますが、トラクター1台と耕運機2台が牛久大仏の方の倉庫にあり、耨摺り機はつくば市寺具にある倉庫にあります。米作りをしているというのに、現在田植機もなく、調査委員としましては許可していいものか判断すること

	が出来ませんでした。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	この件につきまして質問はございませんか。 2番はどうですか、やってなかったでしょうこれ。
埴委員	営農型太陽光の所でしょうか？下、作ってなかったよね。
井沢委員	今回も所有者が同じなのでしょう。作付予定が野菜になっているけれどまた難しいよね、現在もやってないんでしょう。
事務局	現地調査で確認しましたが、一部、営農型太陽光発電の下で耕作が始まりました。パネルに収まるようなビニールハウスを組んで、中でキクラゲ栽培始まるのかというところですが、全部始まるような雰囲気ではなく、全部効率要件に引っかかりますので、許可は難しいのではないかと思います。
議長	受人は稲敷市にあるんだけども家が建っているの？
事務局	3年前に営農型太陽光発電の許可をした時の関係で見に行ったんですが、道路挟んで反対側、稲敷市側に太陽光発電の会社としての資材置場があって、月出里側にブルーベリーの畑とイチゴの栽培用のハウスが2、3棟建っています。その当時はしっかりやっていました。
議長	住居もあるんですか。会社だから事務所か何かあるんですか。
事務局	倉庫です。
議長	どうですか。事務局からは許可は難しいのではとありましたが。受人が取得済の農地を耕作していないので、今回は許可しないという事で。 3番はどうですか。
菅谷委員	問題は受人が耕作するかどうかですよ。
議長	作れるような条件に合ったのでしょうか。
菅谷委員	トラクター1台、遠いからね。
飯塚委員	代理人は何と言っていますか。
事務局	現場で代理人の方からお話を聞きました。知人の方に機械を借りてやると言っていました。
菅谷委員	渡人は違う方に貸していますが、売買が成立した後借りるつもりはないということですよ。

議長	<p>受人が買ってそれを貸しては3条ではなくなってしまう。自作するために農地を買う訳ですから。受人は今までもやってないのでしょうか。</p>
萩島委員	<p>現在も自作6,609㎡ありますがやっていないのですか。</p>
井沢委員	<p>自分ではやっていないでしょう、たぶん。</p>
議長	<p>一応、許可しないということでどうですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第1号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は1番を許可、2番、3番を不許可にすることに決めます。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番を7番 飯島委員から、申請番号2番、3番を6番 菅谷委員から説明をお願いします。</p>
飯島委員	<p>7番 飯島です。議案第2号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号1番を説明いたします。去る1月11日、菅谷委員、栗原委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 498㎡、申請事由は申請地を自ら経営する会社の貸資材置場兼貸駐車場として利用したため、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地と判断いたしました。調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
菅谷委員	<p>6番 菅谷です。議案第2号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号2番、3番を説明いたします。去る1月11日、飯島委員、栗原委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 380㎡、申請事由は申請地へ自己住宅を建築したため、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆、374㎡、申請事由は申請地へ自己住宅を建築したため、贈与による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>この件につきまして質問ございませんか。</p>
柴沼委員	<p>申請番号1番ですが、所有地の隣に住んでいるようですね、自営業と書いてありますが何をされているのですか。</p>

事務局	<p>地質調査のボーリングを専門にやる方です。個人でやっているそうです。従業員は2名です。</p>
議長	<p>その他、ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>他に質問もないようですので、議案第2号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第3号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。</p> <p>審議に入る前に、栗原委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(栗原委員一時退席)</p>
議長	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月は14件あります。12件が新規設定で、2件が更新設定になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>申請番号9番の受人は何をやっている会社ですか。</p>
事務局	<p>久松農園から独立した野菜農家です。最近ですと藤沢でハウスを借りた方です。</p>
飯塚委員	<p>キュウリのハウスです。</p>
菅谷委員	<p>農家以外の方は備考欄に調べたことを書いてくれると参考になるよね。簡単に。</p>
事務局	<p>次回から対応いたします。</p>
議長	<p>その他、質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議長	異議なしということで、議案第3号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」は許可することに決めます。 栗原委員の入室確認をお願いします。
議長	(栗原委員入室確認) 以上で、令和4年第1回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和4年1月17日

議長

署名人

9番

11番